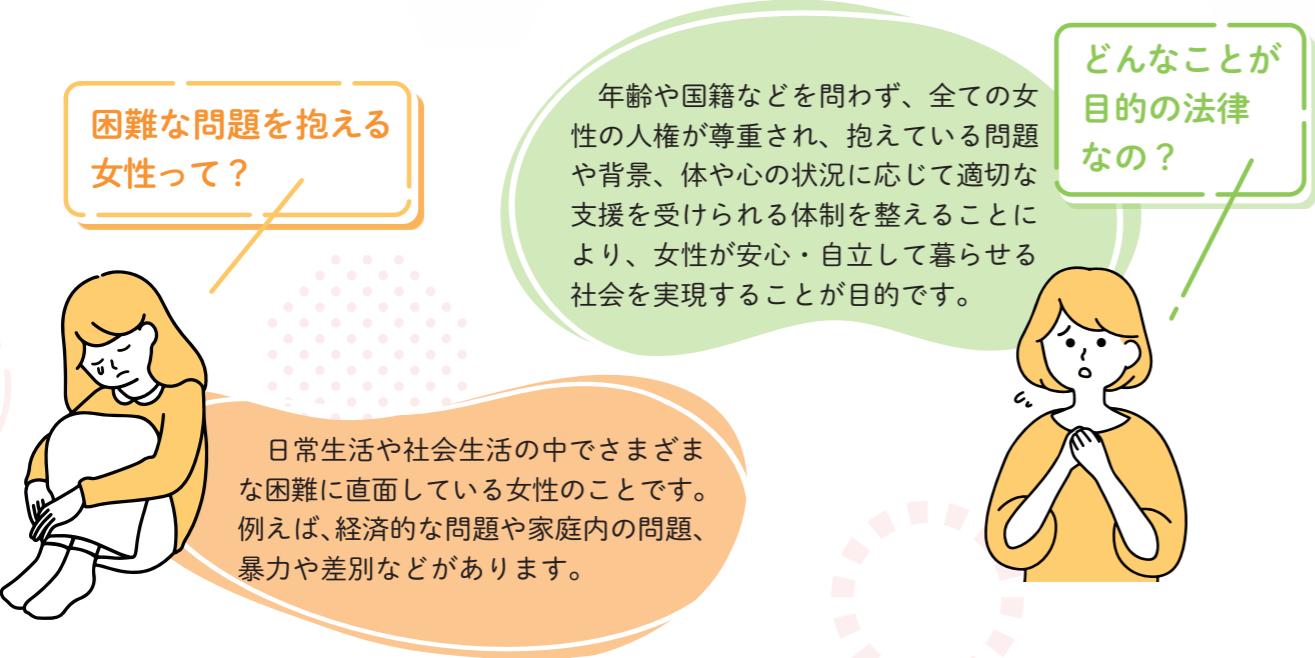


困難な問題を抱える女性への支援

昨年4月、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）が施行されました。女性の福祉、人権の尊重や擁護、男女平等などの視点に立ち、困難な問題を抱える女性一人一人のニーズに応じて、本人の立場に寄り添って、切れ目のない包括的な支援をします。



各種相談窓口

ひとりで悩まないで、まずは相談してください。プライバシーに配慮し、秘密は厳守します。

①市男女共同参画電話相談

☎ 027-898-6520

9時～17時（土日曜・祝日・年末年始を除く）
家族関係がうまくいかない、子育てや介護に
疲れているなど、生活全般の悩み

②市DV電話相談

☎ 027-898-6524

9時～17時（土日曜・祝日・年末年始を除く）
配偶者などからのDV（身体的、精神的、性的、経済的、社会的暴力など）を受けたら

③県女性相談支援センター

（DV相談電話）

☎ 027-261-4463

9時～17時（祝日・年末年始を除く）
配偶者や恋人からの暴力を受けたら
(さまざまな女性の悩み相談電話)

☎ 027-261-4466

9時～17時（日曜・祝日・年末年始除く）
DV以外のさまざまな女性の悩みはこちら

男女共同参画を学ぶパネル展示

時 ①6月24日(火)～29日(日)
②7月15日(火)～7月23日(木)
③7月25日(金)～8月7日(木)

場 ①中央公民館 ②永明市民サービスセンター
③上川淵市民サービスセンター

男女共同参画週間に合わせ 関連図書コーナーを設置

時 6月29日(日)まで

場 市立図書館



男女共同参画セミナー

群馬大情報学部准教授・高井ゆと里さんを講師
に「LGBTQを裏側から考える～性の多様性と日本
社会」と題して講演会を開催。手話通訳もあります。

時 6月28日(土)13時30分～15時

場 中央公民館

対 市内在住・在勤・在学の人、
先着50人

▶ 6月18日(水)までに
二次元コードの申
し込みフォームで



高井 ゆと里さん

誰でも、どこでも、自分らしく

6月23日(月)から29日(日)は男女共同参画週間

問 共生社会推進課 ☎ 027-898-6517

男女共同参画社会とは一人一人が幸せな
社会のこと。性別にかかわらず、誰もが自
分らしく活躍できる社会を作ることが目標
です。この週間をきっかけに「自分らしさ」
について考えてみませんか。

▼男女共同参画審議会とは
▲ 4月に市男女共同参画審議会
から「前橋市の男女共同参画推
進に関する提言」を受けました。



令和7年度男女共同参画週間のポスター
提言について
詳しくはこちちら

本市の男女共同参画推進に関する提言

I あらゆる分野における 1 市における女性管理職の登用促進
女性の参画拡大 2 職場における男女共同参画の推進

1 女性に対する暴力の防止と支援
2 人権と多様性の尊重

3 ライフステージに応じた健康づくり
への支援

4 困難な立場にある女性への支援

1 情報誌等による情報提供
2 子育て・親子支援講座参加への促進

III 男女共同参画社会の
実現に向けた環境づくり
3 学校教育等におけるジェンダー平等
と啓発の推進

4 男女共同参画に関する市民意識調査
を通じた子ども・若者の意見集約



左から小川市長、前田会長、新藤副会長

市男女共同参画審議会会長・
共愛学園前橋国際大 地域共生研究センター研究員
前田 由美子さん

審議会の議論集約を市民の大切な声として市長に提言
しました。管理職の性別格差解消やジェンダー平等教育、
DV相談のプライバシー保護、市民のための男女共同参
画センターが取り壊し後に設置されていないこと、その他
山積の課題についてより一層の努力をお願いしました。

市男女共同参画審議会副会長・
群馬大共同教育学部教授
新藤 慶さん

市には、女性管理職の登用促進など、事業所における
女性の参画拡大のモデルとなることを期待します。また、
コロナ禍でも明らかになった女性が困難を抱えやすい状
況への対応や、さらなる男女共同参画の推進に向けた情
報提供なども進めさせていただきます。